

一般社団法人行方市まちづくり推進機構定款

令和3年3月 4日 作成

令和7年6月24日 改正

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人行方市まちづくり推進機構と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県行方市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、行方市の地域ブランディング推進計画及び観光振興計画など各種計画にそって、地域資源を活かしたまちづくりを推進し、もって地域経済の活性化及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農畜水産物等の特産品の販売事業
- (2) 地域資源の有効活用による商品の開発及び販売事業
- (3) ふるさと応援寄附金事業
- (4) 観光帆引き船等観光事業
- (5) 観光施設等の管理及び運営事業
- (6) 公共施設の管理及び運営事業
- (7) 定住・移住に関する事業
- (8) シティプロモーションに関する事業
- (9) 地域おこし協力隊の活動支援に関する事業
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(社 員)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の手続きを、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第8条 社員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第10条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- (2) 死亡
- (3) 総社員の同意
- (4) 除名

2 社員の除名は、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をする、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は全ての社員をもって構成する。

(決 議)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属証明書の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

3 社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集手続の省略)

第15条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した補欠として選任された理事又は監事、又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

4 第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第28条 理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠っ

たことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

（構成）

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

（招集）

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議）

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第38条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された資金は、当法人が解散するまで返還しないものとする。

3 基金の返還手続きについては、基金の返還手続きを行う場所及び方法その他必要な事項を清算人において定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、直近の社員総会へ報告するものとする。

3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の処分の制限)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議することによって変更することができる。

(解 散)

第44条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議、その他法令で定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは行方市に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、事務局長は理事会の決議により選任し、その他の職員は、代表理事が任免する。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、令和3年3月4日から施行する。
- 2 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、令和7年6月24日から施行する。